

○上野原市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山梨県と共同して行う移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏から本市に移住し、就業又は起業等しようとする者が、移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下第3条において「県実施要綱」という。）、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）及びその他法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

- (5) マッチングサイト 移住支援金の交付要件を満たす対象法人の求人情報を掲載する山梨県及び他の都道府県が開設及び運営を行う情報サイトをいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下この条において「対象者」という。）は、第1号の要件に該当し、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 移住に係る要件については、次のア、イ及びウの全てに該当すること。

ア 移住前の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 転入の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

(イ) 転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内に通勤していたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住前の対象期間とすることができる。

イ 移住後の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に転入したこと（対象者が世帯に属しているときは、世帯員全員も同様であること。）。

- (イ) 第5条に規定する申請の日（以下「申請日」という。）から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
 - (ウ) 申請日において、転入後3月以上1年以内であること。
 - ウ その他の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 日本人であること、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (ウ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に係る要件については、次のア又はイのいずれかに該当すること。
- ア 一般的な就業の場合については、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において当該法人に連続して3月以上在職していること。
 - (オ) 当該法人に係る求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象法人として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京都内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において当該就業先に連続して3月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意志を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
 - (3) テレワークに関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと。
 - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
 - (4) 起業に関する要件については、申請日前1年以内に県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- 2 対象者が世帯に属する場合の要件については、対象者を含む2人以上の世帯員が、転入前の在住地において同一世帯に属し、かつ、申請日に同一世帯に属しているものとする。
- (交付金額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯（以下「世帯」という。）の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

（交付申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上野原市移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 本人確認書類の写し

（2） 住民票（申請日から3月以内に発行されたものであって、世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員の住民票。）

（3） 申請者に係る転入前の住所地での在住記録がわかる住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請日から3月以内に発行されたものであって、世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員のもの。）

（4） 就業証明書（移住支援用）（様式第2号の1）若しくは就業証明書（移住支援用）（様式第2号の2）又は山梨県の発行する起業支援金の交付決定通知書の写し

（5） 転入前の就業証明書等（転入前の要件が東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に通勤していた者であつて雇用保険の被保険者に該当する場合。）

（6） 転入前の開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等（転入前の要件が東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に通勤していた者であつて法人経営者又は個人事業主に該当する場合。）

（7） 在留カード又は特別永住者証明書の写し（外国人の場合に限る。）

（8） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、上野原市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付）

第7条 移住支援金の支払いを受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに上野原市移住支援金請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第8条 山梨県知事及び市長は、山梨県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査を申請者並びに雇用企業等に求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山梨県知事及び市長が認めた場合は、この限りではない。

（1） 全額返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額返還 申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

- 2 市長は、前項の規定により移住支援金の返還を命ずる場合は、上野原市移住支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて返還を請求するものとする。

（その他）

- 第10条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年11月1日から施行する。
（失効）
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された移住支援金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和2年2月4日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の規定は、令和2年12月22日以降に転入した者に適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日の前日までに改正前の上野原市移住支援金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。